

デザインによる国際展開の支援（1）

（ヘーグ協定及びロカルノ協定について）

I 我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の是非の検討

1 検討の目的

我が国企業は、経済活動の範囲を世界に広げ、デザインを付加価値とする製品の輸出や販売、海外製造を活発に行うに至っている。

我が国企業が将来においても海外で高い競争力を維持するためには、模倣品の被害を食い止め、高い技術力に裏打ちされた我が国製品のデザイン力やブランド力をアピールし、製品需要を世界各国で増加させることが重要である。

このためには、我が国の製品に使われている技術の特許で守るのみならず、製品の外観に表れたデザインを販売国、製造国などにおいて広範に意匠権で保護することが重要であるため、1通の願書を国際事務局に提出することで簡易かつ安価に複数の国で正規になされた出願と同一の効果を得ることができる意匠の国際登録に関するヘーグ協定（ヘーグ協定ジュネーブアクト）への加盟を検討する。その際、意匠の国際出願を利用することで如何なるメリットが生まれるのかについて検討することとする。また、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟するにあたっては、我が国企業等が意匠権を取得する際の利便性をより高めるために如何なる方策が必要か検討することとする。

2 検討事項

ヘーグ協定加盟国の意匠の国際出願の利用状況等や、未加盟国のうち主要な実体審査国である米国等のヘーグ協定への加盟準備状況を把握し、併せて、国内企業の海外への出願状況、模倣品の発生状況、権利行使の状況なども踏まえながら加盟の是非を検討する。また、我が国がヘーグ協定やロカルノ協定に加盟した場合に我が国出願人が有効に意匠の国際出願制度を利用することが出来るように、我が国意匠制度及び意匠分類運用などの在り方についても検討する。

- 我が国産業界にとってヘーグ協定ジュネーブアクト加盟はメリットがあるのか。
- 我が国産業界にとってヘーグ協定ジュネーブアクト加盟での留意点は何か。

3 ユーザーの意見

- ・海外への意匠出願が増加し、出願国数も増大している。
（アンケート回答の61%の企業が海外への出願が増加したとしている。）
- ・我が国企業のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟を望む意見が増大している。
（アンケート回答の61%の企業が我が国はヘーグ協定に加盟すべきとしている。）
- ・意匠の国際出願のメリットとしては、①統一された願書様式で出願が可能である、②

権利の維持や更新などの管理が簡単になる、③1通の願書で複数意匠(100 意匠まで)を出願できることとしており、手続きが簡易で利便性が高いことを魅力に感じている。

なお、アンケート回答の約 15%の企業、特に中小企業が、我が国がヘーグ協定に加盟した場合、海外への出願を増加させるとしている。

II ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に向けた具体的な対応

1 検討の目的

我が国は現在、意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の是非について検討を進めているところであるが、加盟することとなった場合のユーザーの制度利用の利便性をより高めるために、国内法と整合させることについて検討する。

2 検討事項(主なもの)

(1)国際登録簿と国際公開、我が国における登録公報の発行

ヘーグ協定では、国際事務局が単一の国際登録簿を管理することとなっているが、我が国で有効となった意匠の国際登録についての権利移転や無効審判等のために、国内で登録原簿をどう管理するかについて、他法との関係を含めて整理／検討する必要がある。

また、国際公開に伴う、仮保護(補償金請求権)の採用の是非について検討する。

さらにまた、我が国で登録となった意匠を登録公報で開示することについては、ユーザーからの強い要望があるため、登録公報の発行についても検討する。

(2)料金体系

意匠の国際出願の手数料のうち、実体審査を行う官庁がその額を自国で決定・変更できる個別指定手数料を設定する必要がある。ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する場合、一意匠一出願を採用する場合はもとより、複数意匠一出願を採用する場合の2意匠目以降の意匠数に応じた料金設定について他国の状況や出願人の利便性を考慮し、さらに我が国の特許庁の収支も勘案して、徴収する個別指定手数料額の設定や徴収方法、運用について決めることが必要である。またヘーグ協定ジュネーブアクトでは5年毎の更新制を採用していることから、更新する毎に登録料の一括納付しなければならないところ、我が国では単年納付又は複数年一括納付を権利者が選択できる規定となっているため、当該規定を見直すか否かを検討する必要がある。

(3)新規性喪失の例外証明書の提出の見直し

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、新規性喪失の例外に関する明確な規定が無い。また、諸外国においても新規性喪失の例外の申請や証明書を提出する義務がない国が多く、それらの国では新規性喪失の例外の証明は、それが必要とされる際に提出すれば良いとしている。

一方、我が国では、新規性喪失の例外の証明書の提出を義務づけているが、ユーザーからは手続が負担であるとの意見がある一方で、行政側で証明書を管理し新規性喪失の例外を認識していることが、ユーザーにとってのメリットであるとする意見もある。

このため、新規性喪失の例外の証明書の提出について、国際調和の観点も踏まえて検討しておく必要がある。

(4)我が国固有の制度との調整

ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟にともない、我が国固有の関連意匠制度や部分意匠制度などをどのように活用できるかを整理するとともに、ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟にあたって規定の変更が必要な法律を調査し、改正の内容について検討する。また、これらについては出願人の利便性を考慮した内容、特許庁の業務運用に支障を来さないようにする必要があり、これらを整理しながら最適な改正内容を検討することとする。

(5)複数意匠一出願制度の導入

我が国では、意匠ごと、物品ごとに出願しなければならないが、ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、国際意匠分類の同一クラスの範囲内であれば、一つの出願に複数の意匠を最大100意匠まで含むことができる。このような複数意匠一出願制度を採用している諸外国が多いうえに、出願人の手続負担やコスト負担の軽減につながることから、国際調和の観点も踏まえて、我が国においても複数意匠一出願制度を認めるか否か検討をすることとする。

(6)図面の提出要件緩和

我が国では、正投影図法による6面図だけでは出願意匠を十分表現することができないときに、6面図に加えて展開図・断面図等を提出することがある。これに対して、ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、出願人側の図の提出数には制限はないものの、官庁側は6図を超えて図の提出を求めることができない。このため、正投影図法による6面図が添付された意匠の国際出願について、我が国の法律に照らして意匠が特定できないと判断する場合には、方式指令を行うことなく、実体審査において意匠が特定できない旨の拒絶理由を通知することとなる。

そのほか、各国での図面の提出要件が異なるため、意匠の国際出願時に同一の意匠でありながら、各国にあわせた図面を提出しなくてはならない場合もあるため、国際調和を踏まえた意匠を明確に表すために必要な図面の在り方を検討する必要がある。

(7)公開繰り延べ制度

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、我が国の秘密意匠制度(権利発生後も非公開状態を維持する制度)に対応する制度はなく、「国際公開の繰延べ」と呼ばれる制度(意

匠の国際公開を繰り延べる制度)が存在する。この「国際公開の繰延べ」制度を利用可能とするか否かは各加盟国が任意に選択することが可能であるが、我が国のユーザーの利便性を考慮してこの制度を利用できるようにするとともに、秘密意匠制度との関係について整理する必要がある。

(8)早期審査着手(秘密の写しの受理)

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、加盟国の官庁が希望すれば、意匠の国際登録(出願から約2週間後)の後ただちに意匠の国際登録の内容の写しを受理することができる。我が国が秘密の写しを受理すれば、早期の審査着手が可能となり、国際公開の後に速やかに審査判断を出願人に通知することが可能となる。

このため、出願人の利便性も踏まえ、秘密の写しの受理を希望するかどうかについて検討する。

(9)その他

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、出願人は国際事務局に直接出願するほかに、各国官庁が認めている場合は、各国官庁を通じて間接出願をすることができるが、我が国が出願を受け付けるか否か(仲介官庁となるか否か)や、意匠の国際出願において自国を指定国として指定することを認めるか否か(自己指定の容認)、登録料の単年納付の見直し等について出願人の利便性も踏まえて検討を行う。

Ⅲ 国際意匠分類の利用

1 検討の目的

意匠の国際出願を行う場合、出願人は自ら国際意匠分類を願書に記載するができ、国際意匠分類の同一クラスに属する物品であれば、複数の意匠を1件の出願で行うことができる。

一方、国際意匠分類は、一般的な情報整理ツールとしては粗い分類であり、迅速的確な実体審査に適さないことや、ユーザーにとっても先行意匠調査や権利調査の負担が大きくなってしまふことから、我が国は独自に作成した日本意匠分類を使用している。また、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する場合には、出願人の利便性向上のためにロカルノ協定に加盟し国際意匠分類を運用していく必要があると考える。

2 検討事項

国際意匠分類の利用に当たっては、特許庁の審査運用やユーザーの先行調査の利便性を考慮し、日本意匠分類との関係を整理する必要がある。例えば、特許のIPC分類とFIの運用と同様に国際意匠分類と日本意匠分類を併用することも一案と考えられ、ユーザーにとって最も利便性の高い分類体系を選択し、構築することが必要である。